

# クマーリラの語意 (śabdārtha) 論 (1)

針 貝 邦 生

ミーマーンサー学派にとって「語意(語の表示対象)は何か」という問いは単なる哲学的問い、思弁のための思弁に止まらず、具体的実践に関わる問いでもあった。*Paṇini Sutra* I. 2. 64 に対する Kātyāyana の *Vārttika* に記録される Vājapyāyana と Vyāḍi の語の表示対象をめぐる議論は、個物論をとる Vyāḍi 説の *Vārttika* 47 “*codanāsu ca tasyārambhāt*” によっても窺える様に、ヴェーダの教令にも関わり、紀元前から祭式行為の実践との関連で言葉の意味に関する考察が行なわれていたことを示す。本研究はクマーリラ (AD. 7世紀) の *Tantravārttika* (略 TV) における Ākṛti Adhikaraṇa (*Mīmāṃsāsūtra* I. 3.10 Adhikaraṇa) を主な資料としつつ、ミーマーンサー学派の語意論の主題ともいべき言葉の意味が行為 (kriyā) に関わる側面に焦点をあててクマーリラの説を解明することを目指す。本稿(1)はその導入部としての語意考察の目的 (prayojana) に関する一問題を考察する。

ミーマーンサー学派の定説によれば語<sup>1)</sup>の表示対象は個物ではなく「形相である、何となれば形相は行為の目的に資するからである (JS. I. 3.33: *ākṛtis tu kriyārthatvāt*)」。この「形相 *ākṛti*」とは「普遍 *sāmānya*」「類 *jāti*」と同義とせられる<sup>2)</sup>。TV の Ākṛti Adhikaraṇa の目的はこの JS. I. 3.33 を論定するにあるが、では反論者の主張の様に語の表示対象が個物 (vyakti) である場合にはいかなる不都合が生じ、逆に普遍論の場合にはそれはいかにして解消されるのであろうか。この問いに対するミーマーンサー学派からの一つの答えが *Ślokavārttika* (略 ŚV) の Ākṛtivāda 第2詩で暗示的に述べられる。

tatsadbhāva-prasiddhyartham atra tāvat prayatyate /  
vācyatve vakṣyate yuktir vyaktya saha balābale || (ŚV. Ākṛtivāda k. 2)

先ずそれ (ākṛti) の実在証明のためにこの箇所でも努力される。(ākṛti が語によって直接表現される場合に〈個物との有力・非力の道理〉が(後に)説かれるであろう。

この詩によれば ŚV の Ākṛtivāda で主題的に論究されるのは *ākṛti* の実在論証であり、第3章 Smṛtipāda の Ākṛti Adhikaraṇa では *ākṛti* が語の直接的表

示対象であること、及びその時〈個物との有力・非力の道理〉が成立つことが論究されることになる。しかし管見によれば Ākṛti Adhikaraṇa では akṛti が語の表示対象であることが主題的に論ぜられてはいても、〈個物との有力・非力の道理〉は主題的には述べられておらず、akṛti 論を行なり一つの目的 (prayojana) として僅かに言及されているに過ぎない。その点 ŚV のその道理についての記述の意図は必ずしも明確とはいえない。しかしその道理は語の表示対象の問題と、聖典解釈の方法に関する重要な問いを提起すると考えられるので、ŚV と TV 及びその注釈によってこの道理を明らかにしておきたい。

上述の ŚV. Ākṛtivāda k. 2 の cd-pada を釈して Pārthasārathimīśra は *Nyāyaratnākara* (略 NR) で次の様に述べている。

類 (jāti) が語の直接表示対象であるとき、類 (を表現する) 聖典 (の規定) と個物 (を表現する) 聖典 (の規定) の両者に有力・非力が成立する。個物 (vyakti) が語の直接表示対象であるときは両聖典は等力であろう、と述べられた。——*kakṣāntaritasāmānya* というこの箇所。

この NR の説明によれば〈個物との有力・非力の道理〉とは、類を表現する聖典の規定と個物を表現する聖典の規定があるとき、もし語の表示対象がミーマーンサー学派の主張のように類であるとすれば、これら二聖典の規定のうちいずれかが強力、他方が弱力となり、反論者の主張の様に語の表示対象が個物であるときには、それら二つの聖典の規定能力は等しくなるという不都合が生ずる、という意味内容のことであることが窺い知られる。しかし具体的にそれ以上のことが理解され得ないので NR の言及している当該箇所、ŚV の *Sambandhākṣepavāda* 第 27-29ab 詩を参照することにする。

balābalādi-siddhyarthaṃ vākyañjās tu viviñcate /

kakṣāntaritasāmānyaviśeṣeṣu hi durbalaḥ // (k.27)

sāmānyavacanaḥ śabda jāyate lakṣaṇābalāt /

tenāvaśyaṃ vivektavyaṃ śabdena kiyad ucyaṭe // (k. 28)

kiyaḍ vā nityasambandhāt abhidheyena lakṣyaṭe / (k. 29ab)

文章を知る者 (ミーマーンサー学派の徒) たちは有力・非力を完成するために (語による直接表示の対象と間接表示の対象とを) 弁別している。すなわち (或一つのカテゴリーの) 枠組内にある普遍と特殊の中で、普遍を表現する語が (特殊を間接的に示す場合には) 間接表示機能に依存することになるから (特殊を直接表示する語よりも) 弱力となる。それ故語によってどれだけ直接表示され、或はどれだけ (語とその表示対象

の) 永遠の関係に基づく直接表示されうるものによって間接表示されるのか、ということが必ず弁別されるべきである。

NR によりつつこの詩の意味を積くと次の様になる。実体 (dravya), 性質 (guṇa), 行為 (karman) 等のカテゴリーの中で実体を例にとる。その場合、最高位の普遍は実在性 (vastutva) であり、それはその中に実在と呼ばれうる種々の下位の特殊な普遍を含み、一つの上下関係の系列を考えることができる。その一つの系列として例えば、実在性 (vastutva)——実体性 (dravyatva)——大地性 (pṛthivītvā)——動物性 (prāṇitva)——家畜性 (paśutva)——牛性 (gotva), という系列について考える。この系列は実体という一つの「カテゴリーの枠内にある (kākṣāntarita)」普遍と特殊の系列である。すなわち実体性 (dravyatva) を例にとると、それは実在性から観れば一つの特例であり、大地性から観れば普遍である、という様に各々の普遍はその上位の普遍に対しては特例であり、下位の普遍に対してはより高次の普遍という関係をなしている。ここで重要なことは上位の普遍を表す語は下位のものを含意している、ということである。そこで、例えば paśu (家畜) という語によって牛性 (gotva) を示すという事態を考えると、牛は家畜の一つの特例であるからそのことは可能である。しかし paśu という語の直接表示対象 (abhidheya) は paśutva という類であり、gotva は間接表示機能 (lakṣaṇā) によって間接的に示されうるに過ぎない。従って gotva を示すために用いられた paśu という語は、gotva を直接表示する go という語に比べると lakṣaṇā に依存するだけ gotva に対する表示能力は弱力となる。以上のことを一般化して示すと上掲の ŚV の詩 k. 27cd-28ab の様になる。

語の表示能力の強弱に関するこの一般的理論が祭式の実行を規定するヴェーダの文章に適用される場合の例を Pārthasārathimīśra は上の説明に続く NR において述べている。それによると、護摩が供犠火 (Āhavanīya 祭火) になさるべきことを規定する一般的規定として “āhavanīye juhoti” 「供犠火に護摩をなす (べし)」という文がある。この文中の juhoti という語の語根部分は、その直接表示対象 homatva を知らしめるが、新満月祭の一部をなす特殊の護摩 Patnīsaṃyāja<sup>3)</sup>をも含意し、従って Patnīsaṃyāja の場合も供犠火に護摩をなすべきであることの理解を生ぜしめる。しかしそのときは lakṣaṇā に依存することになるから弱力となっている。ところが Patnīsaṃyāja は家長火 (Gārhapatyā 祭火) に供養される護摩であり、そのことを規定する文章 “gārhapatyē patnīsaṃyājān” 「Patnīsaṃyāja を家長火に (供養すべし)」は、護摩の一特例を明言 (śruti) によって表示

しているの、護摩一般の規定 “āhavanīye juhoti” よりも強力となる。そのとき護摩一般が行なわらるべき供犠火の規定は家長火の規定によって無効 (bādha) とされ、Patnīsaṃyāja は家長火になさるべきことが確立される。すなわちこれは語の表意機能により、一般的規定はその特殊規定によって効力を失なり、という聖典解釈の原則といえよう。その場合、一般的規定は弱力 (abala, durbala) であり、特殊的规定は強力 (bala) である。

以上の ŚV と NR によって〈個物との有力・非力の道理〉は明らかになったであろうか。明瞭になったとは思われない。何故なら ŚV の上掲箇所は語の表示機能——直接的表示機能 (abhidhā) と間接的表示機能 (lakṣaṇā)——がその主題となっているのに、Ākṛtīvāda 第 2 詩で問題とされているのは語の表示対象——ākṛti か vyakti か——の問題との連関で生ずる道理だからである。又上の ŚV では個物に関する言及がないので、この道理は特殊に関する規定を個物にまで敷衍して考えてみる以外に捕えようがないであろう。しかしそれでは又、個物論に立てば「二つの聖典の規定は等力 (tulyabala) になる」という Ākṛtīvāda 第 2 詩に対する NR の説明はどのような意味であるのか、このことも不明のままである。しかし語の表示対象が類の如き一般者であるとすれば、「これ」というような指示語によって示される個物に関する規定がありうるだろうか。もしあるとすればそれは固有名詞によって表示されるものに関する規定でしかありえないであろう。果してクマーリラは第 3 Pāda の Ākṛti Adhikaraṇa に対する TV において、その様な規定の例を文典の Mahābhāṣya<sup>4)</sup> に見出される次の二文章を念頭にしてこの道理に言及する。

“dadhi brāhmaṇebhyo dīyatām” 「乳酪がバラモンたちに与えらるべし。」(一般的規定)

“takraṃ kauṇḍīnyāya (dīyatām)” 「酪漿はカウディヌヤ (個人) に (与えらるべし)。」(バラモン中の一個人に関する特殊規定)

yady apy evaṃ na bhedo 'sti vedārthakaraṇe nṛṇām //

dadhi viprebhya ity ādau phalaṃ loke bhaviṣyati /

vyaktipakṣe vikalpaḥ syāt kauṇḍīnye dadhitakrayoḥ //

sāmānyavākyaadaurbalyāt taktam eva-itaratra tu /

TV. ĀnSS. 307<sup>19-22</sup>, (New ed. 252<sup>5-8</sup>)

たとえヴェーダの規定内容を実行する時には、そのような (語が普遍を表わすとか個物を表わすというような) 区別は存在しないとしても、世間においては「乳酪はバラモンたちに (与えらるべし)」等の場合 (その区別をなすことは) 有益な結果が生ずるのである。

(語の表示対象が) 個物であるという主張においては (バラモンでもある) カウンディヌヤにおいて乳酪 (dadhi) と酪漿 (takra) (のいずれが与えらるべきかという点) についての選択肢 (非決定 vikalpa) があることになるであろう。しかし別の立場 (普遍論) においては一般者 (普遍) を表わす文章は (個物を表わす文章よりも) 弱力であるから、酪漿のみが (カウンディヌヤに与えられることになる)。

*Mahabhaṣya* 中の *brāhmaṇebhyaḥ* という語が *TV* で *viprebhyaḥ* となっているのは *TV* の当該箇所が韻文であることによることは明らかである。この *TV* の意味は次の様に考えられる。個物論においては、「バラモンたちに」という語はバラモンの一人であるカウンディヌヤ個人を直接表示対象として示すことができるので、カウンディヌヤ個人に乳酪と酪漿のいずれを与えるべきか、という選択肢が生じどちらを与えるべきか決定できない。すなわち “*dadhi brāhmaṇebhyo diyatām*” と “*takraṃ kauṇḍinyāya (diyātām)*” という両規定の力は等力 (*tulyabala*) となる。しかし語が類・普遍を直接表示対象として表わす場合は、「バラモンたちに」という語によってはカウンディヌヤ個人は間接的に示されるにすぎないから、前の一般的規定は後のバラモン中の一個人に対する規定によって無効 (*bādha*) とされる。その場合一般的に規定する前文 (*sāmānyavākya*) は個についての規定である後の文 (*vyaktivākya*) より弱力である。このようにして *Ākṛtivāda* 第2詩の *ŚV, NR* における *balābala, tulyabala* の理解が得られると思われる。この場合語の表示機能 (*abhidhā, lakṣaṇā*) の働きが重要なポイントになっていることは注意されてよいであろう。何故なら個物論とは個物が語によって直接表示されるもの (*abhidheya, vācya*) であるという主張であり、普遍論は普遍が直接表示されるものであるのに対し特殊個物は間接表示されるもの (*lakṣya, gamya*) であるという主張であるが、それ故に一般的な規定のあとに個物を直接表示する語を含む規定があれば、*abhidhā* は *lakṣaṇā* より表意能力が強力であるという理由によって一般的規定は個物の規定より弱力となり無効とされることになるからである。この〈個物との有力・非力の道理〉は〈特殊との……〉と言い換えることも可能であろう。何故なら個物論においては一般的規則もその特殊の規則もその区別が消失し全て同じ規定能力 (*tulyabala*) をもつものとなってしまからである。

さて、クマーリラは *TV* における上述の例を「世間においては (*loke*)」という限定を付して述べ、「ヴェーダにおける (*vede*)」例としては一般的規定と特殊規定間の強弱関係については言及していない。ヴェーダにおける場合に語の表示

対象が類であるか個物であるかという区別をなす目的 (prayojana) としてクマーリラが述べているのは次のようなことである<sup>5)</sup>。

“vrihīn prokṣati” 「米粒に水を灌ぐ (べし)」という文を例にとると、個物論の場合には灌水 (prokṣaṇa) の対象である vrihi が、祭式とは関係のない世間的な vrihi (laukika vrihi) にも及ぶという過失が生じる。何故なら一定の行祭のプロセスを定める近接 (saṃnidhi) という順序 (krama) を無効化して、“vrihīn prokṣati” という明言 (śruti) の能力のみに依ることになるからである。それに対し普遍論では、特定の祭式の脈絡内にある (prakṛte) vrihi のみが灌水の対象となる。何故なら明言及び近接の規則を受け入れるからである。クマーリラはその様に “vrihīn prokṣati” について述べた後、“dadhnā juhoti” 「乳酪によって護摩をなす (べし)」という文の dadhi についても、vrihi と同様のことが言えると述べている。この TV の部分は Someśvara も Paritoṣamiśra も注釈を施していないこともあって疑問の残る箇所である。Someśvara はこの部分の直後に以上の主旨を述べるが如く “āhavanīye juhoti” という句において juhoti 等の一般的なものと特殊なものを規定する二つの聖典があるとき、前主張 (個物論) においては vikalpa があり、正統説 (普遍論) においては一般的規定は特殊規定によって無効とされる、ということ等も (語の表示対象は何かという議論の) 目的 (prayojana) である<sup>6)</sup> と述べている。これは NR が ŚV Sambandhākṣepavāda の下で述べていることと同一事を語の表示対象という観点から述べたものであると考えられる。

- 1) ここで言う「語」とは名詞の中でも jātiśabda と呼ばれるものを指す。cf. TV p. 289, ll. 21-23 & p. 306, ll. 1-26.
- 2) ŚV Ākṛtivāda k, 3 本稿でも類と普遍を同一義として用いる。cf. 竹中智泰 「Śāsnādiviśiṣṭākṛtiḥ (Śābarabhāṣya ad MS I-i-5) の解釈について」(印仏研 21-1)。
- 3) Cf. A. Hillebrandt: *Altindische Neu-und Vollmondsopfer*. S. 151, A. Weber: *Indische Studien*. X. S. 334.
- 4) *Mahābhāṣya* (ed. Kielhorn) Vol. I, p. 115, l. 3, et passim. cf. *La Kāśika-Vṛtti*, Yutaka Ojihara et Louis Renou, pt. 2, p. 10.
- 5) TV p. 307, ll. 23-30 (New ed. p. 252, ll. 9-16)
- 6) *Nyayasudha* (Chowkhambā S. S.) p. 371, ll. 8-11.

(佐賀医科大学助教授)